

## 郵便による請求方法

○本人からの請求の場合は、次の書類が必要となります。

### 【提出書類】

- ① (開示・訂正・利用停止) 請求書
- ② 本人確認ができる書類 (運転免許証、パスポート、健康保険の被保険者証など) の写し  
※請求書に記載されている請求者(本人)の住所と同一の住所が記載されているもの
- ③ 住民票又は住民票記載事項証明書の原本 (請求をする日前30日以内に作成されたものに限りませう。)

○法定代理人による請求の場合は、次の書類が必要となります。

### 【提出書類】

- ① (開示・訂正・利用停止) 請求書
- ② 法定代理人自身の本人確認ができる書類 (未成年者等の本人確認書類は不要です。) の写し  
※請求書に記載されている請求者(法定代理人)の住所と同一の住所が記載されているもの
- ③ 法定代理人の資格を証明する書類 (戸籍謄本、戸籍抄本、家庭裁判所の証明書、登記事項証明書) の原本 (請求をする日前30日以内に作成されたものに限りませう。)
- ④ 法定代理人自身の住民票又は住民票記載事項証明書の原本 (請求をする日前30日以内に作成されたものに限りませう。)

※法人が法定代理人の場合には、上記の書類の他に提出していただく書類がありますので、下記の連絡先までお問い合わせください。

○本人の委任による代理人(以下「任意代理人」という。)による請求の場合は、次の書類が必要となります。

### 【提出書類】

- ① (開示・訂正・利用停止) 請求書
- ② 任意代理人自身の本人確認ができる書類の写し  
※請求書に記載されている請求者(任意代理人)の住所と同一の住所が記載されているもの
- ③ 委任状等代理人の資格を証する書面の原本 (委任者本人の押印のあるものであつて、請求をする日前30日以内に作成されたものに限りませう。)
- ④ 上記委任状については、以下のいずれかを添付してください。  
委任者が押印した印鑑に関する印鑑登録証明書の原本 (いずれも請求をする日前30日以内に作成されたものに限りませう。) 又は委任者の運転免許証、マイナンバーカード(ただし個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写し
- ⑤ 任意代理人自身の住民票又は住民票記載事項証明書の原本 (請求をする日前30日以内に作成されたものに限りませう。)

### 【送付先・連絡先】

〒530-8201

大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市総務局行政部行政課(情報公開グループ)

TEL06-6208-9826

他の書類でも認められないか等、ご不明な点があれば連絡先までお問合せください。